

慶 弔 規 定

第 1 条 祝 い 金

教職員会員が結婚した場合は、5,000円の祝い金をおくる。

第 2 条 弔 慰 金

1. 会員及び生徒が死亡した場合は、生花と5,000円の香典をおくる。
2. クラスで香典を賛同者より集める場合は、一世帯500円以内とする。
3. P T A顧問、歴代校長、相談役の場合は、5,000円の香典をおくる。
4. 教職員会員の配偶者、両親、子の場合は、5,000円の香典をおくる。

第 3 条 傷病及び災害見舞

会員及び生徒が、公傷（P T A活動のため）で入院の場合は、5,000円の見舞金をおくる。

第 4 条 そ の 他

その他必要と認めたときは、役員会にはかり決定する。